

競争的研究資金等の評価について

1 背景

- ・ 競争的研究資金については、5年間で倍増を目指した拡充が図られるという背景
- ・ 科学技術システム改革専門調査会の下、「競争的資金制度改革プロジェクト」が改革に向け検討中

2 問題意識

- ・ 研究費の審査・配分について、その透明性を疑問視する指摘。運用実態等について明確・詳細に把握し、改善点等を明らかにするため個々の競争的研究資金を評価する必要性

3 検討対象

- ・ 当面、競争的研究資金とするか

4 検討体制

- ・ 評価専門調査会において検討し総合科学技術会議で評価することによいか
- ・ 評価専門調査会の下に特別のチームを設置すべきか
- ・ 利害関係者（省庁関係者、配分機関関係者等）の取扱い

5 検討方法

- ・ 全資金を対象としたヒアリング・検討と代表的な資金についての詳細な調査検討を組み合わせる行うか
- ・ 検討項目は、資金ごとの目的や仕組み、研究内容、運営及び評価の実施状況等の把握、当該資金の有効性や改善点の明確化、資金間の関係の整理等か
- ・ 資金配分方式やその運用実態の評価、これまでの成果の評価に特に重点を置くべきか
- ・ 評価実施時期

競争的研究資金制度の平成15年度概算要求額

省庁名	担当機関	制 度 名	H15年度概算 要求額（速報 値）（百万 円）(a)	H14年度予算 額（百万円） (b)	対前年 度比 (a/b)
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	2,319	1,350	172%
	通信・放送機構	情報通信分野における基礎研究推進制度	630	1,120	56%
		ギガビットネットワーク利活用研究開発制度	112	200	56%
		新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	420	425	99%
		民間基盤技術研究促進制度	13,000	10,700	121%
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	210	新規	新規
小 計			16,691	13,795	121%
文部科学省	本省 日本学術振興会	科学研究費補助金	192,500	170,300	113%
	科学技術振興事業団	戦略的創造研究推進事業	48,500	42,689	114%
	本省	科学技術振興調整費	42,000	36,500	115%
	本省 科学技術振興事業団	独創的革新技术開発研究提案公募制度（産学官連携イノベーション創出事業の一部）	5,277	5,277	100%
		大学発ベンチャー創出支援制度（産学官連携イノベーション創出事業の一部）	2,698	1,823	148%
	本省	未来開拓学術研究費補助金	6,802	9,000	76%
小 計			297,777	265,589	112%
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	53,723	39,284	137%
	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	保健医療分野における基礎研究推進事業	7,062	7,062	100%
	小 計			60,785	46,346
農林水産省	生物系特定産業技術研究推進機構（15年10月以降、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（仮称））	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	4,340	4,010	108%
		新事業創出研究開発事業	1,249	1,591	79%
	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（仮称）	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業	3,392	新規	新規
	本省	民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業	1,196	560	213%
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	3,863	1,808	214%
小 計			14,040	7,970	176%
経済産業省	新工エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業	7,218	5,280	137%
小 計			7,218	5,280	137%
国土交通省	運輸施設整備事業団	運輸分野における基礎的研究推進制度	429	392	109%
	本省	建設技術研究開発助成制度	420	240	175%
小 計			849	632	134%
環境省	本省	地球環境研究総合推進費	3,895	2,895	135%
	本省	環境技術開発等推進費	1,259	765	165%
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金	2,019	1,050	192%
小 計			7,173	4,710	152%
合計			404,533	344,322	117%

* 第2期科学技術基本計画期間中の競争的資金倍増の基礎となる平成12年度の予算額は、2,968億円

* 平成15年度概算要求額は、12年度比136%

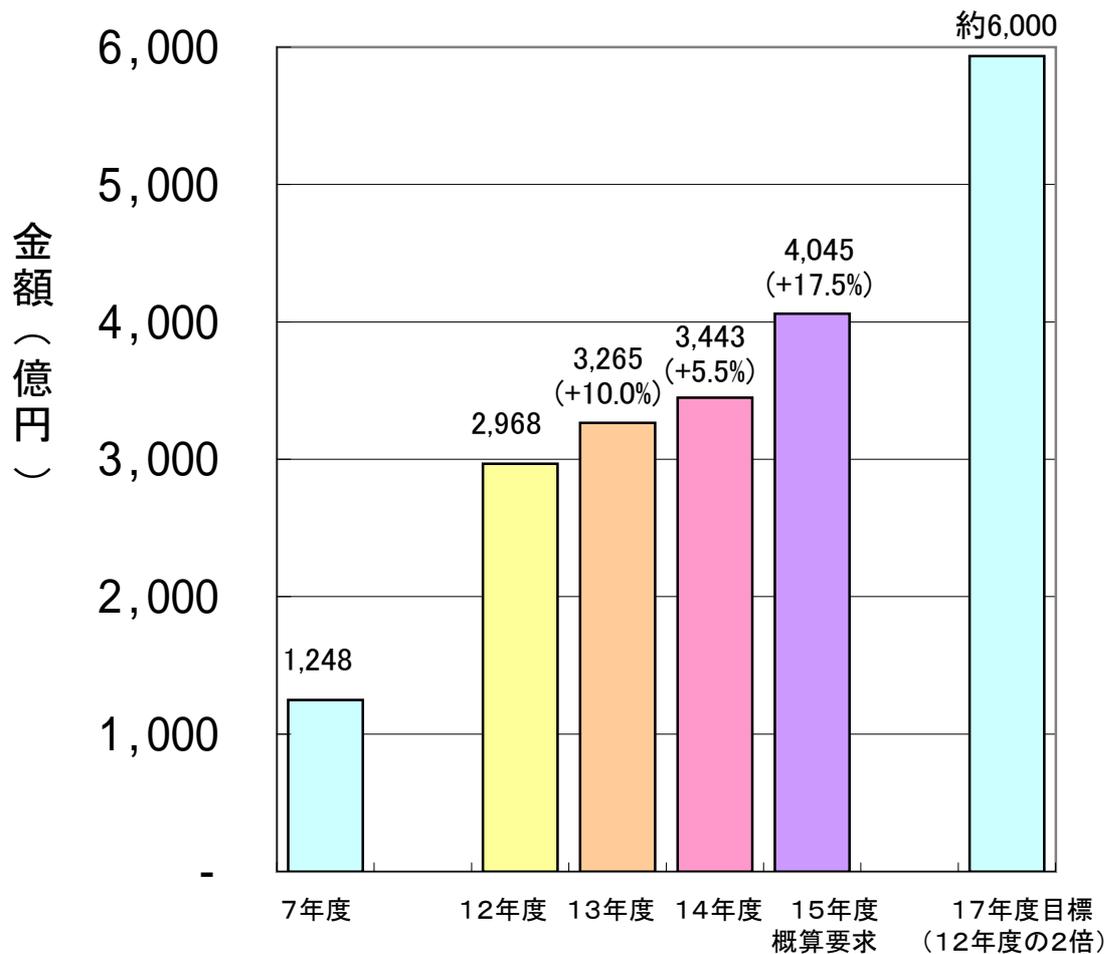
は特殊法人により配分される制度

四捨五入により制度予算額の合計と小計は必ずしも一致しない

競争的研究資金の推移等

(各省別内訳)

	15年度 概算要求額 (百万円)(a)	14年度 予算額 (百万円)(b)	対前年度比 (a/b)
総務省	16,691	13,795	121%
文部科学省	297,777	265,589	112%
厚生労働省	60,785	46,346	131%
農林水産省	14,040	7,970	176%
経済産業省	7,218	5,280	137%
国土交通省	849	632	134%
環境省	7,173	4,710	152%
合計	404,533	344,322	117%



「競争的研究資金制度改革について 中間まとめ(意見)」

【要約】

- 総合科学技術会議 競争的資金制度改革プロジェクト -

・競争的研究資金制度改革の必要性

第2期科学技術基本計画期間中に競争的資金の倍増を目指すとされているが、併せて、競争的資金の効果を最大限に発揮させるため、競争的資金制度の運用面や制度の在り方について改革を行うことが必要である。

米国の大学等においては、競争的資金の獲得と活用に、能力主義を徹底して、競争的な環境を形成するための研究開発システムを構築し、世界最高の研究開発成果の獲得と経済活性化のための技術革新を実現している。

日本の大学等を中心とする研究開発システムは、競争的資金の獲得やその研究開発が、必ずしも研究者の処遇や研究実施場所の確保等に反映されない、若手研究者の独立性が低い、人材の流動性が不十分、研究者個人の責任と役割分担が不明確になりがちでグループ研究が多い等の問題を有しており、研究者個人の発想や能力を發揮する研究開発を推進すべき競争的資金制度の効果が最大限に發揮されていない。

競争的資金制度改革を、以上のような実態を踏まえ、競争的資金の約8割が配分されている大学等の改革と調整を図りつつ、検討することが必要である。

・具体的な対応方策

競争的研究資金制度改革の必要性、日米英の制度の比較等を踏まえ、次のような方向で競争的研究資金制度改革する。

1. 競争的研究資金制度に係わる経費の在り方

(1) 直接経費と間接経費の在り方

競争的資金を獲得した研究代表者が、自らの裁量により、研究従事者(ポストドクター、大学院生、技術者等)を選任し、研究費から研究従事者の給与を配分できるようにするため、研究従事者の人件費の直接経費への計上を拡充することを検討する。

直接経費の給与への充当、研究実施場所の確保、間接経費の適切な執行等が大学等の経営と密接に関連することから、国立大学法人化を考慮しつつ、競争的研究資金の資金提供の形態及び提供先について、検討を進める。

能力主義を徹底し、競争的な環境を形成するためには、研究者本人の当該研究開発活動に係わる人件費についても、直接経費から充当するよう検討すべきである。本件は、現在検討が進められている大学改革の議論と密接に関係があるため、それらと調整を図りつつ検討する。

間接経費は、第2期科学技術基本計画により、当面、間接経費比率30%を目途として、平成13年度から導入が開始された。今後、研究機関の標準的な会計手法の確立を図る等により、研究機関ごとの間接経費比率の算定とその決定手順についての検討を進める。

(2) 競争的研究資金と基盤的経費等の在り方

共通経費に使用される間接経費は、基盤的経費等の取り扱いと関連して検討されるべきものである。また、研究費である直接経費の規模が拡大することから、基盤的経費における研究経費に相当する部分との関係について、教育経費の在り方も含め検討されるべきである。これらの検討に当たっては、基盤的経費について、その研究と教育の区分を考慮して、大学等の研究費の在り方を検討する必要がある。

2. 若手研究者の自立性の向上

(1) 若手研究者の独立性向上

若手研究者育成に配慮し、若手研究者向け資金を拡充する。

競争的研究資金を獲得した若手研究者が、教授等から独立して独自の研究開発を実施できるよう、競争的研究資金により研究従事者の雇用、研究実施場所を確保することができるようにする。

(2) 大学院生及びポストドクターの育成

研究代表者は、研究開発課題の実施に参画する大学院生に対して給与を与えることとする。

競争的研究資金によってポストドクターを確保できるよう、その人件費の計上を拡充することを含め、ポストドクター制度の見直しを検討する。

3. 公正で透明性の高い評価システムの確立

(1) 評価システムの見直しと評価体制の整備

各配分機関は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日 内閣総理大臣決定)に基づき、評価システムを見直すとともに、評価に必要な予算、人材等の資源を確保して、評価の体制整備を行う。

(2) 研究課題管理者(プログラムオフィサー)等の設置

配分機関においては、競争的研究資金制度の一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制が整備されるよう、各制度の個々のプログラムや研究分野で課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経験のある責任者「プログラムオフィサー」を配置し、法人においては、これに加え競争的研究資金制度と運用を統括する研究経験のある高い地位の責任者「プログラムディレクター」を配置する。

配分機関は、その実行計画を、平成15年度の概算要求に併せて総合科学技術会議へ提出し、最終的な配置体制は平成17年度までに完了する。

(3) 評価システムの確立

申請書にはより詳細な研究計画を記載することとし、研究計画を十分理解し、評価できる当該領域における業績を有する第一線の研究者を評価者とする。その際、優秀な若手の研究者・技術者を積極的に選任する。

公正な評価を確保するため、利害関係者の排除規定等を作成する。

申請者に評価意見等の開示を行う。プログラムオフィサーが、評価内容等の開示に関わる他、問い合わせや研究開発に関する相談に対応する。

優れた成果が期待され、かつ発展の見込まれる研究開発については、研究開発期間の終了前に継続のための評価を行い、切れ目なく研究開発課題が実施される仕組みを各制度・プログラムに導入する。

各府省は評価業務の効率化を図るため、研究開発に係わるデータベースを構築・管理する。また、評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査や評価結果の開示等に電子システムを導入する。

4. 競争的研究資金の効果的・効率的活用

(1) 配分機関における資金の配分方針・配分方式の在り方

配分機関は、将来急速に発展しうる領域に対して先見性と機動性を持つて的確に対応するため、各制度内における領域間・分野間・プログラム間

等の配分額を、科学技術振興の観点から、総合的、戦略的に検討する。

(2) 研究開発の形態と研究代表者の役割

研究者個人の創意に基づく研究開発を推進する競争的研究資金制度では、個人研究を中心とする。グループ研究の場合は、事前評価にて、グループで行う必然性、研究代表者の責任と権限、実施体制の評価を実施する。

研究代表者を、課題全体の研究計画立案、研究費の使途等に裁量権を持ち、課題の運営・管理、進捗に責任を有する者として位置付ける。

(3) 規模の適正化

一定の成果が得られるよう、1課題あたりに研究開発遂行に必要なかつ十分な研究費を配分し、研究開発期間は、3～5年程度とする。

(4) 競争的研究資金の弾力的運用

研究費の弾力的運用のため、費目間振替に関わる制約の更なる弾力化、研究開発課題の実施期間内の年度間繰越を柔軟に行えるよう検討する。

年度当初からの速やかな研究費の支給等について、柔軟な執行を図るべく努める。

(5) 知的財産の帰属

競争的研究資金による研究開発からの知的財産は、原則研究機関帰属とする。日本版バイドール条項を平成14年度中に全ての委託研究開発制度に適用し、米国並みの運用を導入する。また、委託研究以外のものにあっても機関帰属となるよう、個々の競争的研究資金制度の在り方を検討する。

5. 競争的研究資金制度に係る各府省要求分の全体調整

平成13年12月25日の総合科学技術会議で決定された「競争的資金の制度改革について(意見)」を踏まえ、今後以下のような具体的な対応を行う。

「科学技術に関する予算・人材等の資源配分の方針」等により、各制度の評価を踏まえ、各省の概算要求内容の方向性等について、意見を述べる。

必要に応じて予算編成過程で財政当局との連携を含め、適切な対応を行う。

各配分機関の制度改革の状況をフォローアップし、各府省へ意見を述べる。